

	鳥取県公報	令和 7 年 3 月 21 日（金） 号外第 2 3 号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（2）（給与課）・・・・・・・・・・ 2 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（3）（〃）・・・・・・・・ 4		

人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第2号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1 （第 2 条関係）				別表第 1 （第 2 条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
略				略			
警察	警察本部	略	3 種	警察	警察本部	略	3 種
		課長					
		<u>被害者支援官</u>					
		監査官					
		物品契約官					
		企画官					
		安全衛生官					
		監察官					
		隊長（捜査第二課の隊長を除く。）					
		所長					
		室長					
		センター長					
		場長					
	広報官						
首席師範							
人身安全対策官							
組織犯罪対策官							
<u>交通規制官</u>							
管理官（人事委員会 が承認したものに限 る。）							
管理官	4 種	管理官（ <u>重要知能犯 罪対策担当の管理官 を除き、人事委員会 が承認したものに限 る。）</u>	4 種				
略			略				
略			略				

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第3号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

[illegible]

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。